

令和2年度

第10回定例農業委員会会議録

令和3年1月20日 開催

令和3年1月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和2年度 第10回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第1号

令和2年度 第10回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和3年1月20日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和3年1月15日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和3年1月20日 午前 9時00分

閉会 令和3年1月20日 午前 10時30分 (会期1日)

第1日目 (1月20日)

出席委員 19名

1番	中添 文彦	8番	大野 翔平	15番	藤重 英子
2番	石丸 俊一	9番	細谷 美一	16番	笹川 武義
3番	森 健人	10番	谷本 利信	17番	滝川 廣男
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝 健造	18番	三好 光春
5番	井上 博司	12番	本井 伸一	19番	福家 功
6番	川西 正廣	13番	佐藤 裕子		
7番	松本 文男	14番	三好 満		

農地利用最適化推進委員 2名参加

昭和2 横田 節夫、陶 福家 重夫

議事録署名委員

14番 三好 満 委員、 15番 藤重 英子 委員

欠席

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 坂本 雅直 主査 渡邊 宏樹

傍聴人 1人

議事日程

令和 3 年 1 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の面積の制定について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 議案第 7 号 法定協議事前調整の申出に係る意見について

令和 3 年 1 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 2 年度第 10 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。本日の出席者は 19 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、14 番 三好 満 委員、15 番 藤重 英子 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の面積の制定について、説明します。いわゆる下限面積の改定です。この下限面積は、毎年見直すこととされています。

農地法第 3 条での農地取得要件で審査される要件として、大きく 3 つ、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件がありますが、そのうちの一つ、下限面積要件になります。現在綾川町では、40 a としています。議案書の 1 ページ下段に農地法の抜粋があります。第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段

の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積)に達しない場合。

更に、参考資料に農地法施行規則の抜粋、別段の面積基準。農地法施行規則第17条三農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること、とあります。

また、その下段の農地法関係事務にかかる処理基準では、則第17条第1項第3号の「耕作又は養畜の事業に供している者」の数については、農林業センサス規則第1条の調査いわゆる農林業センサスの調査結果である市町村、旧市町村等の区域における「経営耕地面積規模別農家数」等を活用するとあります。

下の表をご覧ください。これは2015年農林業センサスのデータです。30a未滿農家割合は、685戸で35%。50a以上は、892戸で46%、30a以上50a未滿は、363戸で19%。50a未滿に設定すると、54%となります。「おおむね百分の四十を下らないように」と言う記述もあることから、現在定められている、30aと50aの間、40aが妥当と考えます。また、適用区域は、綾川町全域とします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし。

議長

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。なお、案件第2号に三好満委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】



議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第2号案件について、説明します。

議案第2号-2

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買 総額 80 万円
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に住み、管理に苦慮していたところ、規模拡大を考えていた譲受人との間で、意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は121,608㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業暦としては、50年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター3台、コンバイン2台、耕運機1台、田植機2台、乾燥機2台、トラック2台、納屋200㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は1km、車で3分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

案件第2号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし。

議長

それではさきに採決を行います。

議案第2号の、案件第2号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第5号に森委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

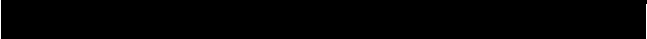
はい。第5号案件について、説明します。

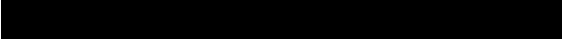
議案第2号-5

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 362.85 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に住み、財産の処分を考えていたところ、規模拡大を考えていた譲受人との間で、意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は1,863㎡と記載がありますが、経営を同一としています父名義の面積

が19,178㎡で、合計21,041㎡となり、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、花です。

譲受人の農作業暦としては、17年、農作業の従事日数は、300日です。また、花の作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

現時点では、露地ものを考えていますが、現在のハウス（カーネーション）の規模拡大も検討中であるとのこと。

対象農地までの通作距離は、1.5km、車で7分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

案件第5号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし。

議長

それではさきに採決を行います。

議案第2号の案件第5号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。森委員は、入室の上、ご着席下さい。


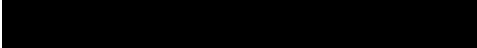
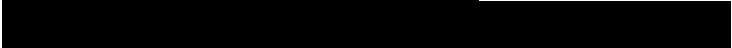
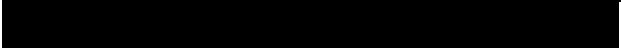
【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

議案第1号-1

地 図： 
権利等： 所有権移転 無償贈与
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に住み、実際の管理は譲受人が既に行っていたものであり、高齢による財産処分の意向を伝え、互いの意向が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は5,719㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、水稻です。

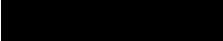
譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、申請者150日で、機械の所有状

況については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台、納屋60㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は100mで徒歩2分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

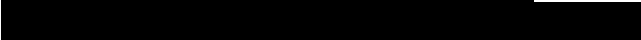
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

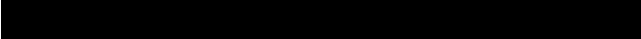
議案第1号-3

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 31万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： この申請地ですが、昨年10月に3条申請が出されていた案件で、当時、残存小作地を解約し、その農地を第3者に譲渡す内容でしたが、申請人兩名より、取り下げの申請が出され、結果、それまで残存小作権で耕作されていた方が購入することとなり改めて申請されたものです。

譲受人の経営面積は5,378㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業暦としては、50年、農作業の従事日数は、250日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、草刈機2台、トラック1台、納屋100㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、200m、徒歩5分と通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

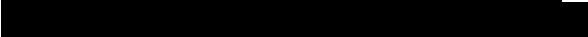
以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

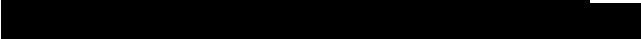
議案第1号-4

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 54万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、小作地の取得です。現在、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで3年間利用権の設定をしていますが、譲渡人が貸付地の処分を考え相談したところ、小作地を取得することで同意し、申請に及んだものです。

譲受人の経営面積は11,772㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業の従事日数は、250日で、機械の所有状況については、トラクター2台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、草刈機1台、トラック1台、納屋100㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、200m、徒歩5分と通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、3件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第3号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」についてですが、今日は、3件あります。

議案第3号-1

地図・図面：

申請者：

申請地：

農地区分： 1種農地

転用目的： その他の業務用地/農林漁業用施設

施設の概要： 農業用倉庫平屋建て 1棟 151.07㎡

申請事由： 作業用倉庫（いちご選別等・農機具保管用）

説明：【理由】 申請地については、昭和の時代より、周辺近隣で基盤整備事業を実施するにあたり、申請者の長男が、近い将来、農業に従事するため、非農用地協議によって、農業用倉庫を建築する予定で手続きを行なっておりましたところ、平成3年頃に本格的な「いちごハウス」によるいちご栽培を手がけることとなり、集配・選別等の作業並びに農業用機械を保管できる倉庫を建築し、現在まで利用してきたものでありますが、当時、非農用地協議により、手続きが終了したとの認識を持っていたとのことで、近年、申請人の孫が申請地に隣接する田を転用して住居を構えたいとの相談が農業委員会事務局に寄せられ、相談している中で、無断転用を指摘され、転用手続きが必要であったことに気づいたものであります。そこで、これを深く反省し、今後、このようなことがないよう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、今回、無断転用の是正申請により、解消を図ろうとするものであります。

【資金】 土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 0万円 合計：0万円

【工事期間】 平成3年2月1日～平成3年9月28日

【造成工事】 本申請に伴う新たな造成はありません。

【排水関係】 雨水：自然浸透及び南側に最終柵を設置し、北側の[]道路側溝へ放流
汚水：なし

【取排水の同意】 []

【水利関係者の同意】 []

【隣接農地の同意】 該当ありません。

議案第3号-2

地図・図面： []

申請者： []

申請地： []

農地区分： 3種農地

転用目的： 一時転用による「その他の業務用地/駐車場、資材置場」

施設の概要： 仮設倉庫平屋建て 2棟 51.52㎡

申請事由： 仮設物置場（家財道具一式保管用）

説明：【理由】 この申請地の中で [] につきましては、12月の案件でも申し上げましたように、すでに無断で宅地への進入路と自家用駐車場2台分のプレハブを設置し使用していたため、今回この2筆と隣接する2筆をもって、申請人の宅地の建替えに伴う家財用具等の保管場所との位置づけで、その中に倉庫2ヶ所を設置するとともに、引き続き駐車場2台分の用地として、一時転用を行なうことにより、無断転用の解消を図ろうとするものであります。なお、宅地内に新築住居が完成したのちは、仮置き場から、家財道具等を新築住居へ搬入したうえで、駐車場プレハブ2ヶ所及び倉庫2ヶ所、さらには、農地に埋設している砕石を撤去後、農地への復元を行なうとのことで、営農計画書が提出されています。

【資金】 土地代 0万円 造成費 20万円、建築費 0万円 合計：20万円

内訳：自己資金 20万円、借入金 0万円

【工事期間】 令和3年4月1日～令和3年10月31日

【造成工事】 良質の花崗土による盛土 最大H=0.28m

既設擁壁を利用

【排水関係】 雨水：自然浸透

汚水：なし

【取排水の同意】 []

【水利関係者の同意】 []

【隣接農地の同意】 該当ありません。

議案第3号-3

地図・図面： []

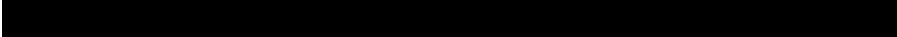
申請者： []

申請地： []

農地区分： 3種農地

転用目的： 住宅用地/農家住宅

施設の概要： 農家住宅平屋建て 1棟 136.62㎡

併用地： 

土地利用： 46.05㎡ (≧22.00%)

申請事由： 敷地拡張


説明：【理由】 今回、申請人が所有する農地を宅地分譲用地として、売買する農地法第5条の案件に伴い取得する売買代金を元手に、老朽化した住居及び納屋を取り壊したうえで、新たに住宅の建替工事を施工するにあり、分筆された隣接所有農地1筆を、取り込んだ宅地の区画整形を行なおうとするものであります。この申請者につきましては、先ほどの2号案件の申請人でもあり、宅地の南側に隣接する所有農地について、すでに車を停めるための駐車場を2ヶ所設置するとともに、宅地への進入路として、現在まで無断で利用しており、今回の手続において、農地法に基づく転用手続きが必要であったことに気づき、深く反省もし、今後、このようなことがないよう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、無断転用の是正申請により、その解消を図ろうとするものであります。


【資金計画】 併用地の住宅建替工事を含む、土地代 0万円 造成費 660万円、建築費 2,000万円 合計：2,660万円 内訳：自己資金 2,660万円、借入金 0万円

【工事期間】 令和3年4月1日～令和3年10月31日

【造成工事】 宅地内で、切土・盛土はなく、現状の土地の高さを利用
既設擁壁を利用

【排水関係】 雨水：溜枡を設置して、北側の既設水路に放流
汚水：公共下水道に接続

【取排水の同意】 

【水利関係者の同意】 

【隣接農地の同意】 該当ありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし


議長

続きまして、第4号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」についてですが、今月は、3件あります。

議案第4号 -1

地図・図面： 

権利： 所有権の移転

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： その他の業務用地/農林漁業用施設

施設の概要： 農業用倉庫平屋建て1棟 145.45 m²

申請事由： 農業用倉庫（農機具保管用）

説明：【理由】 昭和60年以降頃に譲渡人の夫が、[REDACTED]に居を構えていたため、通作距離も遠く、通作時間もかかることから、申請地に農機具類等を保管できる農業用倉庫を建築し、利便性を図ろうとしたものでありますが、近年、夫の死亡により、譲渡人等家族が普段の農地の維持管理もままならなくなってきたことから、この農地を手放したいと考えていたところ、近隣で水稻等を栽培し、経営規模を拡大したいと考えていた譲受人が、既存の納屋等も手狭になったこと、また、自宅からの通作距離もかなりあることから、譲渡人が所有する農業用倉庫が、農機具類等を保管するのに適度な広さと所有農地への利便性の高さから、最適な土地であると判断し、双方合意に至ったものでありますが、先般、無断転用による農業用倉庫であることが判明し、農業委員会より指摘を受けたことから、譲渡人も事の重大性を認識し、今後このようなことがないよう厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、今回、農地法第5条の所有権の移転と合わせて、是正申請に及んだものであります。なお、この申請地については、農用地であるため、転用に先立って、農振除外の手続きが本来必要ではありますが、この納屋の面積が、145.45 m²であることを踏まえ、200 m²未満であることから、農地法第4条第1項第8号に基づく、農地法施行規則第29条第1項第1号による200 m²未満の農地を農作業の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設（納屋）に供する場合に相当する軽微な変更であるにとらえ、綾川町に対し、用途区分の変更の手続きを行ない、その許可を得たうえで、今回、転用の手続きに及んでおります。

【資金計画】 土地代 30万円、造成費 0万円、建築費 0万円 合計：30万円

内訳として、自己資金 30万円、借入金 0万円

【工事期間】 昭和60年以降頃

【造成工事】 本申請に伴う新たな造成はありません。

【排水関係】 雨水：農地北側は、自然浸透で処理し、南側は、既設水路に直接放流
汚水：なし。

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

議案第4号 -2

地図・図面： [REDACTED]

権利： 所有権の移転

申請地： [REDACTED]

農地区分： 3種農地

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

転用目的： 住宅用地/集団住宅その他

施設の概要： 区画造成 14 区画、防火水槽用地（40 m³）1 箇所 68.27 m²、
ゴミ置場 1 箇所 10.91 m²、公園用地 1 箇所 139.93 m²

併せ利用地：宅地 2 箇所 68.27 m² 水路 7.14 m²

申請事由： 宅地分譲

説明：【理由】 譲受人は、[REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 15 年に設立、資本金 2,000 万円で、不動産の売買や土木建築工事の設計・施工・監理等を主に営む法人であります。近年、[REDACTED] での立地条件の良さから、宅地化が著しいことに着目するとともに、周囲には、[REDACTED] などの生活に必要な施設も整っているうえ、[REDACTED] への交通アクセスも良好であることから、住宅の販売需要が見込まれると判断し、住宅用地となる土地を探していたところ、高齢化に伴い農地の維持管理に苦慮していた土地所有者との間で意向が合致し、今回、申請に及んだものであります。なお、申請地については、第 3 種農地で都市計画法に規定する用途地域、第二種中高層住居専用地域であります。

【資金計画】 土地代 3,325 万円、造成費 3,500 万円、建築費 0 万円 合計：6,825 万円
内訳として、自己資金 6,825 万円、借入金 0 万円

【工事期間】 令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日

【造成工事】 良質の花崗土を盛土（最大値）T=71 cm
コンクリートによる重力式擁壁（最大値）H=2.10m

【排水関係】 雨水：区画内に最終枿を設置し、既設水路へ放流
汚水：公共下水道に接続

【取排水の同意】 [REDACTED]

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 [REDACTED]

議案第 4 号 - 3

地図・図面： [REDACTED]

権利： 使用貸借権の設定

申請地： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

貸人： [REDACTED]

借人： [REDACTED]

転用目的： その他の業務用地/駐車場・資材置場

施設の概要： 井戸建屋平屋建 1 棟 4.95 m²、来客用駐車場 4 台分、従業員駐車場 1 台分

併用地の宅地 2 階建て 1 棟 建物面積：92.73 m²

併用地： 面積：165.80 m² 合計面積：337.80 m²

申請事由： 露天駐車場、井戸建屋

説明：【理由】 借人は、高校を卒業後、[REDACTED]で調理の修行を行ない、その後、3 年間 [REDACTED]で調理師として、本場の料理の修行を行ない、今回、母親が所有する併せ利用地の住居を改装し、[REDACTED]の店舗を開業するにあたり、[REDACTED]に隣接する農地を、利便性の良さから、来客用駐車場 4 台分並びに従業員駐車場 1 台分として利活用したいため、申請に及んだものがあります。なお、この農地には、昭和 30 年頃に併せ利用地の住宅を建築するにあたって井戸を設置したものでありますが、今回の申請によって、この井戸が無断で設置されていることに気づき、深く反省し、今後このようなことがないように厳に慎むとの始末書の提出を受けるとともに、合わせて、是正申請を行なうものであります。

【資金計画】 土地代 0 万円、造成費 50 万円、建築費 0 万円 合計：50 万円

内訳として、自己資金 50 万円、借入金 0 万円

【工事期間】 令和 3 年 3 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日

【造成工事】 良質の花崗土による盛土 最大H=0.35m

擁壁等は設置しません。

【排水関係】 雨水：自然浸透

汚水：なし

【取排水の同意】 ありません。

【水利関係者の同意】 [REDACTED]

【隣接農地の同意】 該当ありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 4 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10 分間の休憩と、換気を行います。

【 休憩 】

議長

続きまして、議案第 5 号「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について」です。なお、9 ページ案件第 5 号に笹川委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）権利種別：貸借権設定の第 5 号案件について説明します。P.9 をお開きください。

議案第 5 号－5

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 22,899 m²

利用目的： 水稲

賃料： 玄米 45 kg/10a

期間： R3.2.1～R9.1.31（6 年間）

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 5 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の案件第 5 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。笹川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

P.7～P.13 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

先ほどご審議いただいた案件を含む、

契約件数： 11 件 合計 41,017 m²

内訳

新規契約： 1～3 番 3 件 8,953 m²

更新契約： 3～11 番 8 件 32,064 m²

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第 5 号についてご質問はございませんか。

委員一同

新規契約： 1 番～ 3 番 3 件 (5 筆) 5,002 m²

更新契約： なし

変更契約： なし

貸付先としましては、1 番を [REDACTED] へ、2 番を [REDACTED] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 7 号「農地法第 4 条第 8 項の規定に基づく法定協議事前調整の申出に係る意見」について、香川県農政課より、1 件の意見照会を求められております。

議案第 7 号 - 1

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

面積：8,511 m²のうち 1,113.60 m²が申出地であります。

農地区分： 2 種農地

申出人： [REDACTED]

建設目的： 老朽化した現堆肥舎を取り壊し、新たな堆肥舎を隣接地に建築します。

施設の概要： 堆肥舎平屋建て 1 棟 面積：402.53 m²

併せ利用地： [REDACTED]

合計面積：2,712.60 m²

申出事由： 堆肥舎

説明：【理由】 [REDACTED] にあります [REDACTED] 敷地内の牛糞等を原材料として発酵・保存させるための [REDACTED] 貯蔵堆肥舎が、長年の経年劣化により、老朽化していることから、今回、既設堆肥舎を取り壊し、同規模程度の堆肥舎へ全面的に建替えを行なうものであります。なお、これにあたり、農地法第 4 条第 8 項では、県が農地を農地以外のものにしようとする場合においては、県と県知事との協議が成立することをもって、転用許可があったものとみなすと規定されておりますことから、今回、香川県内の [REDACTED] と [REDACTED] との間で法定協議に関する事前調整が進められている中で、香川県農地関係事務処理要領第 1 の 2 の (2) の ③ のエの規定により、申出地を有する綾川町の農業委員会に対し、意見の照会を求めてきたものであります。

今後、法定協議事前調整の申出に係る意見を香川県へ回答するものであります。

さらに、3月定例農業委員会において、この本協議に伴う意見照会があらためて求められますので、よろしくお願い致します。

【資金計画】 土地代 0万円 造成費 184.8万円、建築費 7,223.2万円
その他経費 37万円 合計：7,445万円
(自己資金として、香川県より、支出されます。)

【工事期間】 令和3年5月～令和3年12月(8か月間)

【建築工事】 堆肥舎 延長L=57.0m、横幅W=7.062m、高さT=約5.0m

【取排水関係】 取水：南側既設水道管から分岐し、計画地南側から取水

雨水：排水路設置後、北側及び南側水路へ放流

污水：合併浄化槽で污水处理したのち、施設北側水路に放流

【隣接農地の同意】 該当ありません。

【判断理由】 営農条件：申出地については、XXXXXXXXXXに位置することから、集团的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれはなく、周辺農地における日照や通風等への支障もないことから鑑みて、周辺農地に影響を与えるものではないと判断致します。また、農業用水路等施設の廃止や改善等を要しないことから、申出地に堆肥舎を建築することに対し、「妥当である。」ものと考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第7号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第7号議案のうち、第2号議案の案件第2号・5号、第5号議案の案件第5号及び、第6号議案の案件第3号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第10回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 10時 30分

閉会